

議案第147号

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

別紙のとおり、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年12月10日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和2年琴浦町条例第 号

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

第1条 琴浦町後期高齢者医療に関する条例(平成20年琴浦町条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (還付加算金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第8条第1項に規定する還付加算金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>還付加算金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該<u>還付加算金特例基準割合</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (還付加算金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第8条第1項に規定する還付加算金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該<u>特例基準割合</u>とする。</p>

第2条 琴浦町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成20年琴浦町条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合等の特例)</p> <p>3 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が<u>年7.3パーセントの割合</u>を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合等の特例)</p> <p>3 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年度の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が7.3パーセント<u>も</u>割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>
---	--

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の琴浦町後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する還付加算金については、なお従前の例による。